

令和3年度 福井県公立小中学校事務職員研究会

「初任者研修会」

- 実務研修

教員特殊業務に従事する職員の手当

令和3年8月3日

教員特殊業務に従事する職員の手当とは？

特殊勤務手当に、
小中学校教職員が関係する手当が、
4種類有ります。

9 特殊勤務手当

特殊勤務手当については給与条例第13条の規定に基づいて、特勤条例及び特勤規則によって規定されているところによる。

特 殊 勤 務 手 当 の 種 類 (学校関係)

種類 (特勤条例第 2 条)	略 称	関係条例及び施行規則	
		特 勤 条 例	同施行規則
社会福祉業務等に従事する職員の手当	社会福祉等業務手当	第11条 第44条	第10条
危険薬剤または有害物質の取扱作業等に従事する職員の手当	危険薬剤取扱作業手当	第23条 第44条	第21条
高等学校の定時制教育または通信教育に従事する職員の手当	定 通 手 当	第29条 第44条	第25条 第36条
へき地学校等に勤務する職員の手当等	へ き 地 手 当 等	第30条 第44条	第26条 第36条
多学年の学級を担当する職員の手当	多 学 年 担 当 手 当	第31条 第44条	第27条 第36条
高等学校の教員等の産業教育手当	産 業 教 育 手 当	第32条 第44条	第28条 第36条
高等学校の全日制の課程および定時制の課程を兼任する職員等の手当	兼 任 手 当	第33条 第44条	第29条
教員特殊業務に従事する職員の手当	教員特殊業務手当	第34条 第44条	第30条 第36条
航海実習の指導に従事する職員の手当	航海実習指導手当	第37条 第44条	
教育業務の連絡指導に従事する職員の手当	教育業務連絡指導手当	第39条 第44条	第32条

B (福井教育四八) 一五六七

- **へき地学校等に勤務する職員の手当等**
(へき地手当・へき地手当に準ずる手当)
- **多学年の学級を担当する職員の手当**
(多学年担当手当)
- **教員特殊業務に従事する職員の手当**
(教員特殊業務手当)
- **教育業務の連絡指導に従事する職員の手当**
(教育業務連絡指導手当)

今回は、教員特殊業務に従事する職員の手当について、研修します。長いので、略称で表現します。(教員特殊業務手当)

- へき地学校等に勤務する職員の手当等
- 多学年の学級を担当する職員の手当
- 教員特殊業務に従事する職員の手当
- 教育業務の連絡指導に従事する職員の手当

ここで、簡単な問題です。

この4種類の特殊勤務手当に、私たち学校事務職員も支給対象となる手当があります。

どの手当でしょうか？

正解は、

- ・ へき地学校等に勤務する職員の手当等
（へき地手当・へき地手当に準ずる手当）

です！

福井県教育事務提要に、教員特殊業務手当について、記載されています。

第1 給 与			
(8) 教員特殊業務手当 イ 教員特殊業務手当一覧表 (特勤条例34 特勤規則30)			
区分	業 務 の 種 類	支給額 (月額)	要件となる業務従事時間 休日等に当る日以外その他の日 週休日、休日の場合 勤務時間が4時間である日の場合 ①
第1号	(イ) 学校の管理下において行う非常災害時における児童もしくは生徒の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務	8,000	ア 日中は正規の勤務時間に引き続き午後8時まで イ 正規の勤務時間に引き続き午後11時まで
	(ロ) 学校の管理下において行う児童または生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	7,500	ア 午前2時から午前8時まで イ 午前2時から午前8時まで
	(ハ) 学校の管理下において行う児童または生徒に対する緊急の補導業務	7,500	ア 深夜時(午後11時から翌朝)の間を1時間以上含むときは7時間以上 イ (A)のイウと同じ

第1 給 与			
第2号 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画・実施するものに限る。)において児童または生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの 5,100			
第3号 人事委員会が定める対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うものまたは週休日等に行うもの 5,100			
第4号	学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童または生徒に対する指導業務で週休日、休日等または休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	1,800	正規の勤務時間以外における時間等において引き続き2時間以上3時間未満であること
		2,700	正規の勤務時間以外における時間等において引き続き3時間以上であること

第1 給 与			
第5号 入学試験における学力検査の業務 1時間につき220			
ロ 支給対象職員は、教育職給料表(またはコの2級または1級である職員とする。 ハ 第2号の手当の支給対象となる業務は、次の要件を満たしているものとする。 ① 全校または全学年の参加(同時に実施することを要しない。)をたてまえとし、学校の教育計画に位置づけられ実施されるものとする。この場合において、小・中学校における特別支援学級、高等学校における課程もしくは学科または学科の中の一つの学年を対象とするものについても、全校または全学年を対象とする行事とみなすこと。 ② 前号にかかわらず、学校の教育計画に照り、全校または全学年を対象とすることがたてまえであるが、つごうにより代表者だけに限定して実施されているリーダー研修についても、全校または全学年を対象とする行事とみなすこと。 ③ 職業高等学校において実施されている実習を目的とするものについては対象とはならないこと。 ただし、実習指導ではなく、生活指導の業務に従事する教員(産業教育手			

しかし、これを読んでも… とても理解できません。

第1 給 与

当支給対象者を除く。)については対象とするものであること。

- ④ 前各号により、この手当の支給対象となる行事をあげると次のとおりであること。

修学旅行 林間学校 臨海学校 ホーム合宿
教育キャンプ リーダー研修 移動教室
スキー学校 野外検証実験など

- 二 第3号の手当の支給対象となる業務は、人事委員会の定めにより

- ① その競技会等が国もしくは地方公共団体の開催するものまたは市、郡もしくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体もしくは教育研究団体の開催するものであること。

- ② その競技会等への参加が学校により直接計画・実施されるものであること。(すなわち学校教育活動として行われるものであること。)

とされているが、具体的には、別表に掲げるものとする。

なお、別表に掲げるもの以外の業務について、支給対象の可否等疑義のあるときは、県教育委員会の指示によること。

- ホ 第2号および第3号の手当の対象となる業務において、支給対象とする引率教員数は、原則として次の基準による。

- ① 第2号の業務については、1学級につき2名以内とすること。小中学校において特別支援学級に籍のある児童または生徒が交流学級で参加する場合は1校につき1名の追加ができること。高等学校において修学旅行に養護教諭が引率する場合は1校につき1名の追加ができること。

ただし、学級を単位としないものあっては児童または生徒数45名以下のときは2名以内とし、以下児童または生徒が15名または端数ごとに1名を加えた数以内とすること。

- ② 第3号の業務については1種目1チームにつき1名とすること。

ただし、宿泊を伴う場合または児童もしくは生徒数が30名以上の場合は2名とすることができること。

なお、部長、監督等引率者の数が特に規定されている種目については、その数によることができること。

- ③ 特別支援学校および小・中学校における特別支援学級については、前各号の基準に5割以内の数を加えることができるものとする。

B
福井教育四七
一五七八

B
福井教育四七
一五七九

へ 第4号の手当の支給対象となる業務

- ① 「児童または生徒に対する指導業務」とは、あらかじめその部活動の指導を担当することとされている教員が、当該担当に係る部活動において児童または生徒を直接指導する業務をいう。なお、この指導業務には部活動の一部として行われる対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う指導業務(第3号に係る業務を除く。)を含むものとする。

- ② 「大会、試合等において引き続き4時間以上であること」の「大会、試合等」は以下のものとする。

・引率指導業務(3号業務)手当の支給対象となる対外運動競技等以外の大
会

引率指導業務(3号業務)手当の支給対象となる対外運動競技等(副顧問等で引率指導業務手当の支給要件から外れた場合)を含む。

・練習試合

試合形式のものに限る(合同練習のような練習主体のものは除く。)

・講習会

県や競技団体(協会・連盟)等が主催するものに限る。

- ト 第5号の手当は、高等学校の教員(常勤の講師、助教諭を含む。)が正課の勤務時間以外に当該学力検査の事務(受験生の監督、採点、合否判定およびこれに附随する整理事務をいう。)に従事したときに支給する。

第1 給 与

5 中学校(体育関係)

競 技 会 名 等	主 催 者
1 福井県中学校春季陸上競技大会・水泳競技大会	福井県中学校体育連盟
2 福井県中学校夏季総合競技大会	福井県中学校体育連盟
3 福井県中学校陸上競技大会	福井県中学校体育連盟
4 福井県中学校駅伝競走大会	福井県中学校体育連盟
5 福井県中学校秋季新人競技大会	福井県中学校体育連盟
6 福井県中学校スキー競技大会	福井県中学校体育連盟
7 北信越中学校総合競技大会	北信越中学校体育連盟
8 全国中学校体育大会	日本中学校体育連盟
9 2、4、5の予選に相当する地区大会	(福井、坂井、奥越、鯖井、南越、二州、若狭の各中体連)

B
福井教育四八
一五八九

教員特殊業務手当の、支給対象職員は、教育職の２級または１級の職員ですので、管理職は支給対象外です。

（再任用教員・臨時任用職員は支給対象となります）

区分が、第１号～第５号まで有ります。

主に支給対象となるのが、小学校では、第２号。中学校では、第２号～第４号です。

第2号業務は、宿泊を伴う修学旅行・宿泊体験活動等の児童生徒引率業務です。支給要件が有るので、注意してください。
特に、業務従事時間と支給対象引率教員数は要注意です。

区分	業 務 の 種 類	支給額 (日額)	要件となる業務従事時間		
			週休日、休日等の場合 (A)	休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日の場合 (B)	その他の日の場合 (C)
第2号	修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画・実施するものに限る。）において児童または生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	5,100	7時間45分程度（次に掲げる時間帯は就寝時間として除算する。） 施設に宿泊……22時～翌6時 野外、車中等…23時～翌4時		

ホ 第2号および第3号の手当の対象となる業務において、支給対象とする引率教員数は、原則として次の基準による。

① 第2号の業務については、1学級につき2名以内とすること。小中学校において特別支援学級に籍のある児童または生徒が交流学級で参加する場合は1校につき1名の追加ができること。高等学校において修学旅行に養護教諭が引率する場合は1校につき1名の追加ができること。

ただし、学級を単位としないものにあつては児童または生徒数45名以下のときは2名以内とし、以下児童または生徒が15名または端数ごとに1名を加えた数以内とすること。

入力後、月末の給与報告時に、CSVファイルを作成して、送付します。

翌月分の給料明細です。日額特勤手当として、支給されます。

給料表															級	号	給	調	職員番号	氏	名	
43															02	107	1					
給	料	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	初 任 給 調 整 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	単 身 赴 任 手 当	特 へ き 手 当	特 へ き 準 ず る 手 当	産 教 手 当	普 及 指 導 手 当	定 通 手 当	超 過 勤 務 手 当	休 日 給	夜 勤 手 当						
406,096		6,500	5,776			25,200	2,400															
宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 手 当	月 額 特 勤 手 当	日 額 特 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	教 員 特 別 手 当								支 給 額 合 計	受 領 印						
			10,200				6,200								462,372	*						
所 得 税	住 民 税	共 済 短 期	介 護 掛 金	共 済 長 期	共 済 長 期 (退 職 等)	共 済 貸 付 返 済 金	共 済 物 資 代 金	公 倉 貸 付 料	財 形	社 会 保 険 料	雇 用 保 険 料	法 定 控 除 額 合 計	差 引 支 給 額	そ の 他 控 除 金								
12,780	28,700	19,144	3,916	40,260	3,300							108,100	354,272	70,346								

教員特殊業務に従事する職員の特殊業務手当実績簿兼整理簿を作成します。

教員特殊業務に従事する職員の特殊業務手当実績簿兼整理簿

(令和3年度 9 月分)

学校名		高浜中学校				職 名		教諭		氏名		高浜 太郎					
日 (曜日)	業 務 の 内 容		実 施 場 所		従事時間		引 率 人 員 等	従 職 の 事 員 印	業務の区分または手当額の区分							備 考	
									第2号		第3号		第4号				
									修学旅行	林間学校等	宿 泊	非宿泊	2時間	3時間	4時間		
										E4	E5	E6	E7	J2	J3	J4	
9/24(木)	修学旅行生徒引率		敦賀市・美浜町		6:30 ～ 22:00		110			○							
9/25(金)	修学旅行生徒引率		敦賀市・美浜町		6:00 ～ 18:00		110			○							
					～												
					～												
					～												
					～												
					～												
					～												
					～												
					～												
支 給 額 の 算 定	任 命 権 者 の 印		給 与 担 当 確 認			業 務 日 数 等 計				2	0	0	0	0	0	0	計
						手 当 額				5,100	5,100	5,100	5,100	1,800	2,700	3,600	10,200
						支 給 額				10,200	0	0	0	0	0	0	円

勤務時間の割振り

第2号業務に従事すると、勤務時間の割振りが発生します。

勤務時間を超えて勤務した時間を、
4週間以内に割振りをします。

勤務時間割振り簿を作成し、学校日誌・
出勤簿にも記載します。

4 勤務時間の割振りについて

修学旅行など宿泊を伴う引率業務に従事する教育職員に、通常の勤務時間を超えて勤務することを命ずる必要がある場合、公務の円滑な運営を図りつつ当該業務に従事する教育職員の過重労働の解消および健康保持を図るため、当該業務に従事する教育職員の勤務時間の割振りの基準を次のように定めます。

(1) 対象とする業務

学習指導要領に規定されている学校行事として実施されるもののうち、修学旅行、林間学校など宿泊を伴う引率業務（以下「修学旅行等」という。）で、校長が認めたものに限る。なお、部活動等の引率業務は含まないものとする。

(2) 割振りの方法

① 校長は、修学旅行等の実施に際して必要があると認める場合に、通常の勤務時間を超えて勤務する必要がある日を特定し、当該修学旅行等の日の属する週を含む4週間の期間（以下「変形勤務期間」という。）を定めて、学校運営に支障のない範囲内で、次の要件を満たすように、勤務時間を割り振るものとする。

ア その期間内に週休日を8日設けること。

イ 勤務時間が割り振られた日が引き続き12日を超えないようにすること。

ウ 当該4週間の期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるようにすること。

エ 1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにすること。

② 7時間45分に加える時間数及び減じる時間数は15分を単位とする。

③ 午後10時から翌日の午前6時まででは、原則として勤務時間を割り振らないものとする。

④ 勤務時間の割振りに当たっては、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては45分、8時間を超える場合においては1時間の休憩時間を、勤務時間の途中に置かなければならない。

⑤ 校長は、原則として変形勤務期間の前日から起算して1週間前の日までに勤務時間割振り簿（様式1）により、割振りの内容を対象職員に対して明示するものとする。

(3) 留意事項

労働基準法（昭和22年法律第49号）第66条第1項の規定により、妊産婦（妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性）である教育職員から請求があったときは、変形勤務時間制により勤務させることが禁止されていることに留意すること。

勤務時間割振り簿

(別紙様式)

勤務時間割振り簿

2021/9/11 作成

行事等名	修学旅行生徒引率				所属長印 校長	職名 教諭	
行事等の期間	2021/9/24	(木)	～	2021/9/25		(金)	氏名 高浜 太郎
変形勤務期間	2021/9/20	(日)	～	2021/10/17		(土)	1日の勤務時間 7時45分
	変形勤務年月日	勤務時間 (休憩時間含む)		休憩時間		加減時間	備考
1	2021/9/24 (木)	6時30分	～ 22時00分	12時00分	～ 13時00分	+ 6時間45分	
2	2021/9/25 (金)	6時00分	～ 18時00分	12時00分	～ 13時00分	+ 3時間15分	
3	2021/9/28 (月)	8時10分	～ 12時10分			- 3時間45分	
4	2021/9/29 (火)	8時10分	～ 14時10分	12時10分	～ 12時55分	- 2時間30分	
5	2021/10/5 (月)	8時10分	～ 14時40分	12時10分	～ 12時55分	- 2時間00分	
6	2021/10/13 (火)	8時10分	～ 14時55分	12時10分	～ 12時55分	- 1時間45分	
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	合計					- 0時間00分	

学校日誌

校長印		教頭印		9月24日 木曜日	
職員	出張				休暇・その他
	高浜教諭 修学旅行生徒引率 敦賀市・美浜町				高浜教諭（割振 +6時間45分）
職員					

校長印		教頭印		9月28日 月曜日	
職員	出張				休暇・その他
					高浜教諭（割振 -3時間45分）
職員					

出勤簿

24	25	26	27	28	29
高浜 出張割振 (+6時間45分)	高浜 出張割振 (+3時間15分)	土	日	高浜 割振 (-3時間45分)	高浜 割振 (-2時間30分)

第3号業務は、ほぼ、中学校で、特定の大会への部活動引率業務です。（小学校でも、無いわけでは有りません）

第3号	人事委員会が定める <u>対外運動競技等</u> において児童または生徒を引率して行う指導業務で <u>宿泊を伴うもの</u> または <u>週休日等</u> に行うもの	(イ) <u>宿泊を伴うもの</u> (ロ) <u>週休日等に行うもの</u>	同上	5,100	第1号の(A)と同じ

- ニ 第3号の手当の支給対象となる業務は、人事委員会の定めにより
- ① その競技会等が国もしくは地方公共団体の開催するものまたは市、郡もしくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体もしくは教育研究団体の開催するものであること。
 - ② その競技会等への参加が学校により直接計画・実施されるものであること。（すなわち学校教育活動として行われるものであること。）
- とされているが、具体的には、別表に掲げるものとする。
- なお、別表に掲げるもの以外の業務について、支給対象の可否等疑義のあるときは、県教育委員会の指示によること。
- ホ 第2号および第3号の手当の対象となる業務において、支給対象とする引率教員数は、原則として次の基準による。
- ① 第2号の業務については、1学級につき2名以内とすること。小中学校において特別支援学級に籍のある児童または生徒が交流学級で参加する場合は1校につき1名の追加ができること。高等学校において修学旅行に養護教諭が引率する場合は1校につき1名の追加ができること。
- ただし、学級を単位としないものにあつては児童または生徒数45名以下のときは2名以内とし、以下児童または生徒が15名または端数ごとに1名を加えた数以内とすること。
- ② 第3号の業務については、1種目1チームにつき1名とすること。
- ただし、宿泊を伴う場合または児童もしくは生徒数が30名以上の場合は2名とすることができること。
- なお、部長、監督等引率者の数が特に規定されている種目については、その数によることができること。

第3号業務の、週休日等に行うものは、週休日・祝日の日帰りの引率業務です。

区分	業 務 の 種 類	支給額 (日額)	要件となる業務従事時間		
			週休日、休 日等の場合 (A)	休日等に当 たる日以外 の正規の勤 務時間が4 時間である 場合(B)	その他の日 の場合 (C)
第1号	(イ) 学校の管理下において行う非常災害時における児童もしくは生徒の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務	8,000	ア 日中は7時間45分程度 イ 深夜時間帯を1時間以上含むときは6時間以上 ウ 深夜時間帯を除く早朝または夜間を1時間以上含むときは7時間以上	ア 正規の勤務時間に引き続き午後8時まで イ 午前2時から午前8時まで ウ (A)のイウと同じ	ア 正規の勤務時間に引き続き午後11時まで イ 午前2時から午前8時まで ウ (A)のイウと同じ
	(ロ) 学校の管理下において行う児童または生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	7,500			
	(ハ) 学校の管理下において行う児童または生徒に対する緊急の補導業務	7,500			

5 中学校（体育関係）

競 技 会 名 等	主 催 者
1 福井県中学校春季陸上競技大会・水泳競技大会	福井県中学校体育連盟
2 福井県中学校夏季総合競技大会	福井県中学校体育連盟
3 福井県中学校陸上競技大会	福井県中学校体育連盟
4 福井県中学校駅伝競走大会	福井県中学校体育連盟
5 福井県中学校秋季新人競技大会	福井県中学校体育連盟
6 福井県中学校スキー競技大会	福井県中学校体育連盟
7 北信越中学校総合競技大会	北信越中学校体育連盟
8 全国中学校体育大会	日本中学校体育連盟
9 <u>2、4、5の予選に相当する地区大会</u>	（福井、坂井、奥越、鯖丹、南越、二州、若狭の各中体連）

6 中学校（文化関係）

競 技 会 名 等	主 催 者
1 県合唱コンクール	県中教研、県合唱連
2 中学校合唱セミナー	県中教研、県合唱連
3 県吹奏楽コンクール	県中教研、県吹奏楽連
4 県吹奏楽アンサンブルコンテスト	県中教研、県吹奏楽連
5 福井県ヴォーカルアンサンブルコンテスト	県中教研、県合唱連
6 NHK全国学校音楽コンクール福井県コンクール	県中教研、NHK
7 英語弁論大会	県中教研
8 理科研究発表コンクール	県中教研
9 ふくい理数グランプリ	県教委
10 理科作品コンクール	県中教研
11 ロボットコンテスト	県中教研
12 福井県中学校放送コンテスト	県中教研、NHK

7 小学校（文化関係）

競 技 会 名 等	主 催 者
1 県合唱コンクール	県小教研、県合唱連
2 県吹奏楽コンクール	県小教研、県吹奏楽連
3 県吹奏楽アンサンブルコンテスト	県小教研、県吹奏楽連
4 福井県ヴォーカルアンサンブルコンテスト	県小教研、県合唱連
5 NHK全国学校音楽コンクール福井県コンクール	県小教研、NHK
6 ふくい理数グランプリ	県教委
7 理科研究発表コンクール	県小教研
8 理科作品コンクール	県小教研

注 略称

春季総体（春季高等学校総合体育大会）
秋季総体（秋季高等学校総合体育大会）
新人大会（高等学校新人大会）
北信越大会（北信越高等学校体育大会）

時間外業務承認(同意)簿を作成します。
第3号業務は、校長が命令して、教員が同意する形になっています。

時間外業務承認(同意)簿

職	氏 名	業務従事日時(曜日)	業 務 内 容 (目的・場所・引率生徒数)		本人申出 校長承認印		校長計画 教員同意印		備 考
					従事者	校長	校長	従事者	
教諭	高浜 花子	7/3 (土) 7:00 ~ 18:00	県中学校夏季総合競技大会生徒引率 ソフトボール部	きらめきスタジアム 15名					
教諭	高浜 太郎	7/26(月)~7/27(火) 7:00 ~ 19:00	県中学校夏季総合競技大会生徒引率 剣道部	県立武道館 10名					

入力後、月末の給与報告時に、CSVファイルを作成して、送付します。

教員特殊業務に従事する職員の特殊業務手当実績簿兼整理簿を作成します。

教員特殊業務に従事する職員の特殊業務手当実績簿兼整理簿 (令和3年度 7 月分)

学校名		高浜中学校				職 名		教諭		氏名		高浜 太郎					
日 (曜日)	業 務 の 内 容		実 施 場 所		従事時間		引 率 人 員 等	従 事 員 の 印	業務の区分または手当額の区分								備 考
									第2号		第3号		第4号				
									修学旅行 E4	林間学校等 E5	宿 泊 E6	非宿泊 E7	2時間 J2	3時間 J3	4時間 J4		
7/26(月)	県中学校夏季総合競技大会生徒引率(剣道)		県立武道館		7:00 ～ 22:00		10				○						
7/27(火)	県中学校夏季総合競技大会生徒引率(剣道)		県立武道館		6:00 ～ 19:00		10				○						
					～												
					～												
					～												
					～												
					～												
					～												
					～												
支 給 額 の 算 定	任 命 権 者 の 印		給 与 担 当 確 認			業 務 日 数 等 計			0	0	2	0	0	0	0	計	
						手 当 額			5,100	5,100	5,100	5,100	1,800	2,700	3,600	10,200	
						支 給 額			0	0	10,200	0	0	0	0	円	

教員特殊業務に従事する職員の特殊業務手当実績簿兼整理簿

(令和3年度 7 月分)

学校名		高浜中学校			職 名		教諭		氏名		高浜 花子						
日 (曜日)	業 務 の 内 容			実 施 場 所		従事時間		引 率 人 員 等	従 職 の 事 員 印	業務の区分または手当額の区分							備 考
										第2号		第3号		第4号			
										修学旅行 E4	林間学校等 E5	宿 泊 E6	非宿泊 E7	2時間 J2	3時間 J3	4時間 J4	
3(土)	県中学校夏季総合競技大会生徒引率(ソフトボール)			きらめきスタジアム		7:00 ～ 18:00		15					○				
						～											
						～											
						～											
						～											
						～											
						～											
						～											
						～											
支 給 額 の 算 定	任 命 権 者 の 印		給 与 担 当 確 認			業 務 日 数 等 計		0	0	0	1	0	0	0	計		
						手 当 額		5,100	5,100	5,100	5,100	1,800	2,700	3,600	5,100		
						支 給 額		0	0	0	5,100	0	0	0	円		

第 4 号業務は、ほぼ、中学校での部活動指導業務です。

第 4 号	学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童または生徒に対する指導業務で週休日、休日等または休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が 4 時間である日に行うもの	1, 800	正規の勤務時間以外の時間等において引き続き 2 時間以上 3 時間未満であること	同 左	
		2, 700	正規の勤務時間以外の時間等において引き続き 3 時間以上であること		

		3, 600	正規の勤務時間以外の時間等における大会、試合等において引き続き 4 時間以上であること		
--	--	--------	---	--	--

へ 第4号の手当の支給対象となる業務

① 「児童または生徒に対する指導業務」とは、あらかじめその部活動の指導を担当することとされている教員が、当該担当に係る部活動において児童または生徒を直接指導する業務をいう。なお、この指導業務には部活動の一部として行われる対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う指導業務（第3号に係る業務を除く。）を含むものとする。

② 「大会、試合等において引き続き4時間以上であること」の「大会、試合等」は以下のものとする。

- ・引率指導業務（3号業務）手当の支給対象となる対外運動競技等以外の大会

引率指導業務（3号業務）手当の支給対象となる対外運動競技等（副顧問等で引率指導業務手当の支給要件から外れた場合）を含む。

- ・練習試合

試合形式のものに限る（合同練習のような練習主体のものは除く。）。

- ・講習会

県や競技団体（協会・連盟）等が主催するものに限る。

第4号業務の、時間外業務同意承認簿です。 教員本人が申し出て、校長が承認する形になっています。

時間外業務承認(同意)簿

職	氏 名	業務従事日時(曜日)	業 務 内 容 (目的・場所・引率生徒数)		本人申出 校長承認印		校長計画 教員同意印		備 考
					従事者	校長	校長	従事者	
教諭	高浜 花子 小浜 一郎	7/3 (土) 7:00 ~ 18:00	県中学校夏季総合競技大会生徒引率 ソフトボール部	きらめきスタジアム 15名				 	高浜 E7 小浜 J4
教諭	高浜 花子 小浜 一郎	7/10 (土) 8:00 ~ 11:00	部活指導 ソフトボール部	中学校グラウンド 15名	 				高浜 J3 小浜 J3
教諭	高浜 花子 小浜 一郎	7/17 (土) 8:00 ~ 12:30	練習試合生徒引率 ソフトボール部	おおい町総合運動公園 15名	 				高浜 J4 小浜 J4
教諭	小浜 一郎	7/24 (土) 8:00 ~ 10:30	部活指導 ソフトボール部	中学校グラウンド 15名					小浜 J2

様式第22号

(附屬長)

R3 年 8 月分

福井中学校長

通知年月日 R3年 7月30日

氏 名	通 修 年 及 正 月	通 修 年 及 正 月	通 修 年 及 正 月	通 修 年 及 正 月	通 修 年 及 正 月	超 過 勤 務 手 当 (1)								超 過 勤 務 手 当 (2)								支 出 科 目 〔 宿 日 直 手 当 結 束 日 休 勤 手 当 〕				宿 日 直 手 回 数	休 日 直 手 回 数	休 日 直 手 回 数	夜 勤 手 当 時 間 数	日 額 特 勤 手 当																月 額 特 勤 手 当			重 改 手 当																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
						超 過 勤 務 手 当 (1)								超 過 勤 務 手 当 (2)								支 出 科 目 〔 宿 日 直 手 当 結 束 日 休 勤 手 当 〕								日 額 特 勤 手 当																月 額 特 勤 手 当																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
						時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数					時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数		時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数	時 間 数

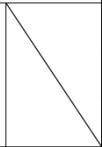
支給要件に合致した
日数です

入力後、月末の給与報告時に、CSVファイルを作成して、送付します。

教員特殊業務に従事する職員の特殊業務手当実績簿兼整理簿を作成します。

教員特殊業務に従事する職員の特殊業務手当実績簿兼整理簿

(令和3年度 7 月分)

学校名	高浜中学校				職 名		教諭		氏名		高浜 花子					
日 (曜日)	業 務 の 内 容			実 施 場 所	従事時間	引 率 人 員 等	従 職 の 印	業務の区分または手当額の区分							備 考	
								第2号		第3号		第4号				
								修学旅行 E4	林間学校等 E5	宿 泊 E6	非宿泊 E7	2時間 J2	3時間 J3	4時間 J4		
7/3(土)	県中学校夏季総合競技大会生徒引率(ソフトボール部)			きらめきスタジアム	7:00 ～ 18:00	15						○				
7/10(土)	部活指導			中学校グラウンド	8:00 ～ 11:00	15								○		
7/17(土)	練習試合生徒引率			おおい町総合運動公園	8:00 ～ 12:30	15										○
					～											
					～											
					～											
					～											
					～											
					～											
					～											
支 給 額 の 算 定	任 命 権 者 の 印		給 与 担 当 確 認			業 務 日 数 等 計		0	0	0	1	0	1	1	計	11,400 円
						手 当 額		5,100	5,100	5,100	5,100	1,800	2,700	3,600		
						支 給 額		0	0	0	5,100	0	2,700	3,600		

教員特殊業務に従事する職員の特殊業務手当実績簿兼整理簿

(令和3年度 7 月分)

学校名		高浜中学校				職 名		教諭		氏名		小浜 一郎							
日 (曜日)	業 務 の 内 容				実 施 場 所		従事時間		引 率 人 員 等	従 事 員 の 印	業務の区分または手当額の区分							備 考	
											第2号		第3号		第4号				
											修学旅行 E4	林間学校等 E5	宿 泊 E6	非宿泊 E7	2時間 J2	3時間 J3	4時間 J4		
7/3(土)	県中学校夏季総合競技大会生徒引率(ソフトボール部)				きらめきスタジアム		7:00 ～ 18:00		15									○	
7/10(土)	部活指導				中学校グラウンド		8:00 ～ 11:00		15								○		
7/17(土)	練習試合生徒引率				おおい町総合運動公園		8:00 ～ 12:30		15									○	
7/24(土)	部活指導				中学校グラウンド		8:00 ～ 10:30		15						○				
							～												
							～												
							～												
							～												
							～												
							～												
支 給 額 の 算 定	任 命 権 者 の 印		給 与 担 当 確 認			業 務 日 数 等 計				0	0	0	0	1	1	2	計		
						手 当 額				5,100	5,100	5,100	5,100	1,800	2,700	3,600	11,700		
						支 給 額				0	0	0	0	1,800	2,700	7,200	円		